

滞納債権の差押えを強化しています

定められた納期限までに税金等を納めないことを滞納といいます。滞納は市の財源が損なわれるだけではありません。滞納整理には多くの費用がかかるため、市にとって大きな損失であり、最終的には市民全員でその損失を負担することになります。市では、大多数の納期限内納付者との公平性を確保するため、差押えを強化するなど厳しい対応をとっています。

◆債権の分類による滞納整理の違い

《強制徴収公債権》

行政処分により差し押さえることができる債権
(例) 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料など

《強制徴収公債権》 令和5年度 差押え実績		
差押区分	件数	取立金額
預貯金	707	1億1,281万円
給与	252	
年金	181	
不動産	63	
その他	159	
合計	1,362	

《非強制徴収公債権》

個別の法令に根拠規定がないため、滞納処分を行えない債権

(例) 農業集落排水処理施設使用料など

《私債権》

契約などの当事者間の合意に基づき発生する債権

(例) 水道料金、市営住宅使用料、市民病院診療費など
非強制徴収公債権と私債権は、裁判手続きによる支払督促*や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。

*支払督促…金銭の支払いを求めて簡易裁判所の書記官に申立てを行う裁判手続き

《非強制徴収公債権・私債権》 令和5年度 裁判所申立て件数		
支払督促		69
訴訟		1

《非強制徴収公債権・私債権》 令和5年度 差押え実績		
差押区分	件数	取立金額
預貯金	1	1,191万円
給与	8	
不動産	2	
合計	11	

【問い合わせ】 収税課 ☎ 22-9675 FAX 22-9618 ✉ shuuzei@city.iga.lg.jp



無許可の廃品回収業者にご注意ください

無許可の廃品回収業者に関するトラブルが全国的に増えています。家庭ごみを市の許可や委託を受けていない回収業者が収集し、処理することはできません。

無許可の廃棄物回収業者には、以下のような例があります

- 町中を大音量で巡回
- 空き地で回収
- チラシを配布
- インターネットで広告



無許可業者を利用すると次のような問題が発生することがあります。

- 回収された廃家電製品や粗大ごみなどが、山林に不法投棄される。
- 「無料」と言いながら、トラックに積み込んだ後に「これは無料対象品目ではない」「型が古いのでリサイクルできない」など、さまざまな理由をつけて高額な請求をされる。

- 環境対策をしないで解体処理することで、フロンガス、鉛などの有害物質が放出される。
- 家電製品は電池やプラスチックを含むため、不適正な管理により火災発生の原因になる。

このようなトラブルに巻き込まれないためにも、不要になった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づいて家電販売店や指定引き取り場所へ持ち込むなど適正な処分をしてください。

また、家電4品目以外の廃家電や粗大ごみは「資源・ごみ分別ガイドブック」や「伊賀市ごみ分別アプリ」を確認いただき、ごみの減量化と適切な分別にご協力ください。



伊賀市ごみ分別アプリ



iPhone 版



Android 版

【問い合わせ】 ○廃棄物対策課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575 ✉ haikibutsu@city.iga.lg.jp
○（ごみの分別について） さくらリサイクルセンター ☎ 20-9272 FAX 20-2575 ✉ sakura@city.iga.lg.jp

